

日本労働年鑑 第27集 1955年版

The Labour Year Book of Japan 1955

第一部 労働者状態

第二編 労働移動と失業

第三章 失業

第二節 臨時・日雇労働者

臨事工とは通常一ヵ月乃至三ヵ月以内の短期の契約期間をもって雇用される労働者をいう。そして、経営者が直接雇用するもののほか、請負業者名義で雇用される人夫、日雇等を含み、その名称は、日雇、直用人夫、常勤嘱託、臨時傭員、臨時労務員、臨時従業員、臨時雇、臨時現務員等各社によってまちまちである。これら臨時工の雇用契約は更新される場合が多いとはいえ、就業が不安定であるばかりでなく、その労働条件は著しく劣悪である。かつては、いわゆる労務供給業者を通じて雇用されるものが多数いたが、それは職業安定法の施行によって、一九四七年十一月以降禁止されることになった。同法の完全施行によって、五〇年十一月までに排除された労務供給事業の認定件数は四方三一一六件に及び、その間八七万二一八一人の労務者が供給業者の手を離れて、その多くが臨時工として会社直用に切りかえられた。そしてまた、朝鮮戦争勃発後のいわゆる特需景気に伴う雇用増加のうちでは、常用に比べて臨時工のそれが目立ち、その後ますます増加する傾向をみせている。

「毎月勤労統計調査結果表」における「臨時及日雇労働者」数によってみると(第86表)、五二年平均を一〇〇とする五三年下半期(七一一一月平均)の延人員指数一三五・七に対し、同じ時期の常用労働者雇用指数は一〇二・〇で、臨時・日雇労働者の増加が著しい。

(注)「毎月勤労統計調査」における「臨時及日雇労働者」とは、「一ヵ月において三〇日以内の期間を定めて雇用される者および日々雇用される者」で、しかも、そのうち前二ヵ月の各月において一八日以上、また前六ヵ月において通算して六〇日以上同一事業主に雇用されるものは常用労働者とみなされるために、臨時・日雇労働者の実際の雇用増加は右の指数によって示されるものよりも多いであろう。

第87表によって、その産業別分布をみると、化学工業が一五・二%で最高を示し、次いで第一次金属(一一・九%)、食料品製造業(一一・三)、紡績業(一〇・三%)、輸送用機械器具製造業(九・五%)が高い比率を示す。常用労働者に対する比率では、食料品製造業で九・二%を占め、常用労働者一〇〇人に対し約九人の臨時・日雇労働者がいることになる。次いでゴム製造業の六・五%が高く、金属製品製造業、紙及類似品製造業、化学工業、石油及石炭製品製造業でそれぞれ五%以上の比率を示す。

臨時工

「神奈川県における臨時工実態調査」(神奈川県労働基準局給与課編、昭和二八年六月刊)によって、臨時工の構成、作業内容、労働条件についてみると次の通りである。なお、この調査は一九五二年九月末日現在における県下の民営事業所で常時五〇人以上の労働者を雇用している全事業

所(五九四)を対象としたもので、また、ここで臨時工とは「契約雇用期間について制限のあるもの総てを含み、従って一定の期間を定めて雇用されるもの、契約雇用期間に定めがなくても、当分の間とか或は仕事の終る迄というような契約で雇用されるもの」であって、試用期間中のものおよび日雇労働者もその範囲に入る。それを作業内容や雇用条件によって次の場合に分類できる。

- 1 作業の繁閑に应ずるために臨時工を採用する場合、
- 2 雑役で特別の技能、経験を必要としない作業に臨時工を採用する場合、
- 3 低賃金のために作業と無関係に臨時工を採用する場合、
- 4 試用期間中のものを臨時工として常用工と区別する場合、
- 5 職業安定法の施行に伴って、組制度の廃止による人夫を直用に切りかえて臨時工として採用する場合、
- 6 停年退職者を嘱託(事務)または引続き作業員として使用する場合、
- 7 定員制の実施により、特に労務者を必要とする時に臨時工を採用する場合、
- 8 病気等による長期欠勤者または休職者の補充のため採用する場合、
- 9 臨時的作業のため採用する場合、
- 10 造船、土建業等において特定の仕事の完成を見越してまたはその仕事の完成までの期間労働者を採用する場合、
- 11 経済界の変動を考え、好景気の需要に应ずるために採用する場合、
- 12 低能率の常用工と入れかえる目的で臨時工を採用する場合

一、臨時工の地位 調査全事業所五九四のうち、七二・七%に当る四三二事業所が何らかの形の臨時工を採用している。業種別にみると、製造業において総数(三七〇事業所)の七六・八%が臨時工を採用しており、自動車修理業七〇%、運輸業六四・三%、その他の業種六七・九%となっている。

また、臨時工を使用している全事業所(四三二)における常用工数は一七万四七三六人で、臨時工数(日雇を除く)二万三二四九人はその一三・三%に当る。日雇の延人員は三九万〇六六五人であるから、これを実人員(二二日稼働として換算)に換算すれば一万七七五七人で常用工の一〇・二%となり、両者を合わせれば四万一〇〇六人で常用工に対する割合は一三・二%となる。個々の事業所についてみれば、臨時工の常用工に対する割合一〇〇%以上の事業所四四、一〇〇〇%以上の事業所一がある(第88・89表)。

二、臨時工の推移 一九五一年九月から五二年九月までの一年間における臨時工の推移を「特定期間を定めて雇用されるもの」、「試用工」および「日雇」に分けてみると(第90・91表)、「特定期間を定めて雇用されるもの」は五一年一月以降微減し続けたが、五二年三月には一万三七七五人と前月に比べて約一四%増加している。

これはS工場(当工場は駐留軍の車輛の修理および物資集積を業務とし、調査当時、臨時工八五%に対し常用工一五%の比率)において三月に九〇〇人の臨時工を増員したことが大きな原因である。以後一進一退で大きな変化はなく停滞している。「試用工」は変動が激しい。「日雇」は前二者が下降にあるとき逆に上昇して、異った傾向を示している。

三、部門別臨時工数 「臨時工」(日雇を除く)の総数一万三九四二人のうち一万一〇四一人(七九・二%)が製造部門に属して多数を占め、次いで雑役部門が二万一〇二三人(一五・二%)、事務が七七八人(五・六%)となっている。臨時工の八割近くは製造部門に属しており、そのうちには、直接生産の主要工程に常用工に伍して働いているものも相当いると考えられる(第92表)。

これを業種別にみると、輸送用機械器具製造業が総数の三二・二%を占め、次いで自動車修理業一一・九%、第一次金属製造業一〇・四%で、以上三業種を合わせると総数の二分の一を超え

る。

日雇の構成は「臨時工」の場合と異なる。すなわち月間延一〇万三〇一七人のうち五万七〇五九人(五五・四%)が雑役部門に属し、次いで製造部門四万四三九八人(四三・一%)事務部門は一万五六〇人と僅か一・五%を占めるに過ぎない。

四、雇用契約期間 八六事業所における就業規則に定められた臨時工(日雇について契約期間はないので除く)の契約期間についてみると、一ヵ月が一三事業所、二ヵ月が五二事業所、三ヵ月が六事業所となっており、一ヵ月から二ヵ月が三事業所、二ヵ月から三ヵ月が五事業所であって、大部分(七九事業所、九二%)が三ヵ月以下の契約期間である。また、採用経路を一三〇事業所についてみると、職業安定所を通ずるもの七一で全事業所の半数以上を占める。縁故募集五〇、門前募集四、その他五事業所となっている。安定所を通じて採用している七一事業所の大部分は日雇労働者を使用しているものとみられる。

五、賃金 第93・94表によってみると、五二年九月の総平均(平均日額)では、常用工七五四円に対し臨時工は四二六円で、五六・五%に過ぎない。しかも、常用工に対する臨時工のこの賃金格差は、五一年九月の六一%に比べて更に低い。

また、臨時工に関する就業規則(二三事業所)について賞与、退職金、昇給についてみても、常用工に比べて極めて不利である。退職金について規定のある事業所は三件であるが、その内容は臨時工に対して退職金を支給しないとなっている。一九事業所では規定がない。規定がない場合にも、相当長期にわたって臨時工を使用している事業所では、状況に応じて離職金と称して常用工と比較にならない少い額が支給されているようである。

賞与について支給する旨規定した事業所は二件で、他は規定がない。昇給においても規定のある事業所は僅か二件にすぎない。そのうちの一事業所における昇給条件をみると、常用工の場合基本率が四・五%に対して臨時工は二・二%となっている。

日雇労働者

「日雇労働者生活実態調査報告」(東京都労働局編、一九五四年四月刊)によって、日雇労働者の構成並に転落経路についてみると次のごとくである。その生活状態については第五編(「労働者の生活」)を参照されたい。

(注)この調査は、都内所在の各公共職業安定所に求職申込をしている日雇労働者三万四四七四人(一九五三年八月末現在数)のうちから八〇分の一の比率で抽出した四〇一人を対象して行われたものである。

一 年齢別日雇労働者 第95表によって年齢別にみると、五〇才以上三四・一%、四〇才台三〇・五%、両者合わせて六四・六%と高年齢層のものが目立って多い。しかし、前年に比べるとその割合は若干減少し、逆に若年者の割合が増加して注目され、前年には比率の上で皆無だった一九才以下のものが一%あらわれている。各年齢層における、日雇労働者としての二年以上就労者の割合は五〇才以上で八七・九%、四〇才台で七六・三%・三〇才以下で六四・九%を占め、低年齢層ほどその就労期間は短くなっている。しかし、二年以上就労者は総数の七六%を占め、殊に高年齢者の停滞化がうかがえる。

二 学歴別日雇労働者 新制高校を基準にしてみると(第96・97表)卒業以上が総数の二五・三%となっており、前年の一六・八%に比較して大きな上昇率を示す。殊に女子では前年に七・八%に過ぎな

かったのが二五%と一七・二%も上昇し、男子と殆ど変わらない割合になった。学歴の高いものは二〇台に多く、その四五・一%を新制高校卒業のもので占める。また、新制および旧制の大学中退以上のものが全体の六%いる。このように高い学歴をもったものが日雇労働者のなかにもかなりいることは、知識階級の深刻な就職難を如実に物語るものである。

三 日雇労働者の前職並に離職理由 次に日雇労働者になる以前に一ヵ月以上続けて従事した職業(二つ以上ある場合はその最近のもの)をとりあげて、その転落経路を辿ってみよう(第98表)。

まず、産業部門別にみると、工業部門からの離職者が総数の三三・三%を占め最も多い。次いで、商業部門(一三・四%)、土木建築業(一一・四%)、公務団体(五・九%)の順に多い。

離職理由では(第99表)、本人の意思に基く希望退職の割合は一三・二%に過ぎず、前年の三一%に比べて大幅な減少を示している。その他のものは、企業整備に伴う解雇、工場閉鎖、経営不振、仕事完了等による社会経済的な諸事情によるものである。

四 日雇労働者の前職における従業上の地位 業主(殆んどが町工場程度の小規模なものが多い)であったものが総数の一三・四%を占め前年より若干減少を示す。家族従業者の割合は四・七%で、この割合は五一年当時には僅か二・五%程度に過ぎなかった。家族従業者のうちには前職農業のものがみうけられる。新たに職を求めて、農村から都会へと流入して来た人達であろう。雇用者の割合が最も大きく、総数の六四・八%を占め、前年の六一・一%に比べて三・六%増加している。これを事務技術者、常用労働者、日雇労働者に分けてみると、常用労働者が雇用者中の七六・九%を占め、本来的な日雇労働者の割合は一二・三%にすぎない。事務技術者は一〇・八%という割合を示す。

なお、日雇労働者の就労状況を労働省職業安定局資料「公共職業安定所事業状況報告」によってみると第100表の通りである。

日本労働年鑑 第27集 1955年版

発行 1954年11月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2001年10月16日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1955年版(第27集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
